

公告第 526 号

組合規約の一部変更について（負担割合の変更）

標記について、下記のとおり組合規約の変更がありましたので、健康保険法施行令第3条第2項の規定により公告いたします。

令和4年3月1日

神奈川県建設業健康保険組合
理事長 小 俣 務

記

1. 変更内容

規約第45条第1項「保険料及び調整保険料の負担割合」について、事業主負担を「96分の50.5」に、被保険者負担を「96分の45.5」に変更する。

2. 新旧対照表

新	旧
（保険料及び調整保険料の負担割合） 第45条 一般保険料額及び調整保険料額の96分の50.5は事業主、96分の45.5は被保険者において負担する。 第45条の2 （略） <u>（調整保険料額の負担割合）</u> <u>第45条の3 （削除）</u> （附 則） <u>この規約は、令和4年3月1日から施行する。</u>	（一般保険料額の負担割合） 第45条 一般保険料額の95分の50は事業主、95分の45は被保険者において負担する。 第45条の2 （略） （調整保険料額の負担割合） 第45条の3 調整保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。（小数点以下は合計から切り捨てる。）